

令和4年1月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和4年1月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和4年1月31日（月）午後1時30分から午後3時59分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 25人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
24番	上條信太郎	25番	林 昌美
26番	瀧澤 和子		

4 欠席農業委員 1人 23番 二村 喜子

5 出席推進委員 0人

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第195号～第198号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第199号、第200号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第201号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第202号～第211号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地の形状変更（土地改良）実施に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

(3) 協議事項

- ア 農地法議案審議方法の変更について
- イ 別段農用地設定に係る審議方法の変更について

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

- (1) 議 案
令和3年農地賃貸借料に関する情報提供について…（議案第212号）
- (2) 協議事項
令和3年度利用意向調査結果に基づく対応について
- (3) 報告事項
主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小林 伸一
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	主 査	上原慎一郎
		//	主 事	保科 黄
		農 政 課	事 務 員	中村 愛佳

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 12番 塩原 秀俊 委員

14番 細江 弘光 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第195号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、議案表紙の裏側のページご確認ください。

新規就農者ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社でございます。会社の所在地は本郷横田でございます。借りる農地は寿豊丘の3筆、約67アールでございます。もともとは農業委員会の売りたい貸したい情報であっせんしていた農地でございます。通作距離は車で約20分、貸手であります〇〇〇

○氏は、昨年9月の農業委員会で3条の許可を受けて本農地を取得しております。このたび○○氏ほか立ち上げました○○○○○○株式会社を取得した農地を貸し付け、法人として営農事業を開始するものでございます。農業従事者は、農場長に就任する○○氏ご本人と社長を務める○○氏のお兄さんの2人、約2反歩の大きな園芸施設を建設する予定で、完成は今年秋の見込みです。栽培予定品目はトマト、年間約60トンを中心に、ハーブとエダマメで、農場長が中心となって年間260日農作業に従事と。出荷先は○○○○○○を予定。技術取得は、協力農業法人である千葉県香取市の株式会社○○、それから神奈川県藤沢市の○○○○○○株式会社から習得予定です。議案5ページの下段、1番、第18条第2項第6号関係分、解除条件付の農地貸借ですが、そちらになります。書名は柳澤農業委員と河西農業委員からいただいております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。
それでは、地元の河西委員、お願いします。

河西農業委員

これ、ちょっと何でこういうややこしい就農形式になったか軽く説明したいと思うんですけども、以前、弟さんが個人で就農するってなりました。でも、その資金の借入れは公社から借り入れるという予定だったのが、ちょっと信用力が足りなくて、うまくいかなかったと。そこで、お兄さんと一緒に会社をつくって、会社の信用力でお金を借りて、それで大規模ハウスでトマトを作ると、そういう事情であります。全体的に話を聞いて、納得できる部分もありますし、頑張っていただけだと思います。

議長

ありがとうございました。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村(農政課)事務員 お世話になっております。農政課、中村でございます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

議案1ページをご覧ください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第195号になります。

合計のみ読み上げますので、議案の19ページをご覧ください。

では、読み上げます。

一般、筆数146筆、貸付け65人、借入れ48人、面積24万5,588.26平米。

経営移譲、筆数5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万1,570平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け3人、借入れ3人、面積2,017平米。

第18条2項6号関係、筆数4筆、貸付け2人、借入れ2人、面積9,1

77 平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数176筆、貸付け99人、借入れ1人、面積30万3,749.55平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数163筆、貸付け1人、借入れ58人、面積28万3,435.55平米。

合計、筆数498筆、貸付け171人、借入れ113人、面積85万5,537.36平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数222筆、面積37万5,093.81平米、集積率は69.69%です。

議案第195号は以上となります。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの説明に対しまして農業委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第195号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第196号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、三村委員には退室をお願いいたします。

(三村農業委員 退席)

議 長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。

中村さん。

中村(農政課)事務員 続きまして、議案20ページをご覧ください。

議案第196号になります。

合計欄のみ読み上げます。

読み上げの前に修正いただきたい点がありますので、ご確認をお願いいたします。

農用地利用集積計画一覧表一般分について、点線で囲まれた四角の部分に「2筆」とありますが、正しくは「1筆」になります。お手数ですが、修

正をお願いいたします。

では、合計欄読み上げます。

一般、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,278平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積8,416平米。

合計、筆数5筆、貸付け2人、借入れ2人、面積9,694平米。

認定農業者への集積は、一般分、一括方式機構配分関係ともに100%です。

議案第196号は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第196号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

それでは、退室している三村委員の入室を許可いたします。

(三村農業委員 入室)

議長

続きまして、議案第197号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。

中村事務員。

中村(農政課)事務員 続きまして、議案21ページをご覧ください。

議案第197号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積6,642平米。

認定農業者への集積率は100%です。
議案第197号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第197号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第198号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村(農政課)事務員 引き続き議案21ページをご覧ください。

議案第198号になります。

合計のみ読み上げます。

筆数7筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,256平米。

認定農業者への集積は100%です。

議案第198号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第198号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している丸山委員の入室を許可いたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第199号及び200号 農地法第3条の規定による許可申請の件、2件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 農業委員会事務局の保科です。
農地法第3条の規定による許可申請許可2件、説明させていただきます。
それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請です。
議案第199号、寿南一丁目〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、田、918平米外1筆を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
続きまして、議案第200号、笹賀〇〇〇番、台帳、現況ともに地目、田、733平米外1筆、1,192平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
以上2件につきましては、農地法第3条の第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 初めに、議案第199号について、地元の委員の意見をお願いします。
寿でありますので、河西委員、お願いします。

河西農業委員 本件は、相続をした〇〇さんが自分でできないので、〇〇さんにやってもらうという件です。妥当だと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件について質問、意見等ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第199号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第200号について、地元の委員の方の意見をお願いします。
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 この田んぼにつきましては、所有者がもう既に亡くなっておりまして、大分土地が荒れていたところでありましたけれども、購入される方が管理をしていたということで、今回、その管理していた土地を購入ということで、特に問題ないというように考えます。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件に対しまして質問、意見等ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第200号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案201号、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件について上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 議案書の2ページをお願いします。
議案第201号、波田〇〇〇〇番〇、現況、畑、台帳地目、田、119平米を資材置場にする計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、許可相当と判断します。
以上、本件につきましては、一般基準の各要件を満たしていると判断しま

す。よろしくお願いいたします。

議長 初めに、地元の委員の意見を願います。
塩原至委員。

塩原（至）農業委員 先日、推進委員の方と見に行ってきました。場所でございますが、波田の郵便局から西に300メートルぐらい上がったところでございます。この写真を見ていただくと、周りが住宅だけで、農業委員の3名の方が立っている向こう側が道になっております。その手前が他人の農地でありまして、本人の農地はこの四角で囲った場所でありまして、農業の資材等を置きたいということでもありますので、やむを得ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた矢嶋委員、願います。

矢嶋農業委員 ただいま塩原委員さんのほうから説明のあったとおりで、周りが全て住宅に囲われておりまして、問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対して質問、意見等ありましたら、願います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第201号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第202号から211号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件ですが、委員に係る案件が含まれておりますので、206号を除く9件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案書3ページをお願いします。
初めに、大変申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

299平米を波田にお住まいの〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが分家住宅に転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありませんが、許可相当と判断しました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしている
と判断しています。よろしく申し上げます。

議 長 初めに議案第202号について、地元の委員の方の意見を申し上げます。
小林委員。

小林農業委員 先日の1月28日に現地確認ということで行ってまいりました。先ほど見て
いただいたこの写真の下段になりますが、こちらにあるこの白く囲って
あるところということでございます。事務局もご案内のように、この鉄塔
のいわゆる線が張られている、これの交換工事ということで、仮設でこれ
を利用したいということでして、許可が出た次の日から4月30日までの
2か月くらいにわたって借りるということでございます。周辺は農地にな
っているわけですが、このネギについても植えてあるところではご
ざいませぬし、張り替え工事の道路、そして休憩所、あるいはトイレを造
って仕事をやっていくということで、書類等を見せていただきました。

さらに、この工事が終わったならば、原状回復して返地いたしますという
知事宛てに一筆を入れていただいているということを考えて、許可相当と
考えます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた矢嶋委員、申し上げます。

矢嶋農業委員 ただいまの小林委員さんのおり、特に問題ないというように考えます。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件について質問、意見ある方はお願ひいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第202号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙
手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第203号について、地元の委員の方の意見をお願ひし
ます。

濱委員。

濱農業委員

写真見ていただきますと、家が大分写っていますが、この農地の周り全部が宅地でございまして、2メートルぐらいの進入路がここの田んぼのところへつながっているだけの、住宅に囲まれたところで、場所は労働基準監督署の南東へ150メートルぐらい行ったところですが、大きい機械入らない中で、これだけきれいに耕作を今までやってきたなというように見えましたけれども、ちょうど左側の四角く囲った線が折れて下がってきたその左側辺りに、今回開発するところの宅地を買ったところが接続になっていまして、それと一体利用で、奥のこの大きい敷地のほうへ住宅を建てる計画だそうです。一体利用ということで、これは致し方ないことかなというように思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

ただいまのご説明のとおりであります。周りが住宅に囲まれておりまして、入り口が非常に狭いということで、宅地のほうから道路接続して、それぞれ宅地の部分を3つに分けて進入路ということで、この奥の農地のほうにも3つに分けて住宅を造るということでありますので、やむを得ないというように考えます。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の方で本件について質問、意見ある方はお願いいたします。

河野委員。

河野農業委員

この議案のところで、建築面積が177平米。これ、建て売り住宅で3棟ですね。そうすると、1棟が60平米弱ということですよ。

保科主事

建築面積は60平米という形で出ています。

河野農業委員

はい、了解しました。

議 長

ほかの委員の方で何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第203号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第204号について、地元の委員の方の意見を願います。
塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 先日現地を見てまいりました。場所は和田出張所の南側になりますが、写真の左上のフェンスのところ、1面だけが道路に面しており、残りは全部住宅地に囲まれた農地ということですので、全く問題ないかと思えます。
〇〇〇〇〇さんが相続した土地に旦那さんである〇〇さんの名義で住宅を建てる計画のようでもありますので、全く問題ないというように判断してきました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 今ご説明のとおりでありまして、あとこの写真の上のほうに車が止まっていますけれども、そこの部分も、やはり一部宅地ということ、そこも取得して、200平米ということになるようでもあります。周りは住宅に囲まれておりまして、全く問題ないというように思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件につきまして質問、意見等ありましたら、願います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第204号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第205号について、地元の委員の方の意見を願います。
窪田代理。

窪田農業委員 現地確認写真の3ページの上の部分になります。ご覧いただければと思いますが、ちょうど写真の真ん中のやや左側に高い建物がありますけれども、これが松本医療センターになります。その北側の農地ですが、左側が東側、右が西側になります。写真の左側になりますけれども、ここに陸上競技場を含む競技施設、それから右側の西のほうに野球のグラウンドを造るという予定になっております。現地を確認しましたが、特にほかの農地等に与える影響もないと思われまますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
では、続きまして現地を見ていただいた矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 4町7反ということで、広いところでありますけれども、今ご説明のあったとおり、南側がグラウンドで、右側のほうが野球のグラウンドということで、この手前のほうが、一番北側は道路に接しておりまして、もうそこが工場みたいなものが建たっておりまして、村井の医療センターのほうには農地残りますが、今回のこのグラウンドの建設によって農地に与える影響はないというように考えておりますので、許可相当と思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対しまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。
中條委員。

中條農業委員 すみません、6ページに持主の譲渡人の名前一覧があり、現況田んぼなんですけど、面積がばらばらなんで、圃場整備はしていないということですのでよろしいですか。

議長 窪田代理。

窪田農業委員 すみません、ここは圃場整備が進んでないところでして、ご覧のとおり面積がばらばらな畑とか田んぼとかもありまして、既に一昨年あたりから話が進んでいるものですから、残念ながら去年あたりはもう耕作してないところも一部ある状況です。

中條農業委員 ありがとうございます。

議長 それぞれの手続は粛々と進まれているようですが、ほかの委員の方で本件に対しまして何か意見、質問等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第205号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
206号は後刻行います。
続きまして、議案第207号について、地元の委員の方の意見をお願いいたします。
太田委員。

太田農業委員 先日、1月27日、松田委員と確認いたしました。許可日から8か月後に原状復旧ということで、問題ないと判断いたしました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地をご覧いただいた塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 今、太田委員のおっしゃったとおりで、砂防ダムを造るための一時工事場所ということですので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第207号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第208号について、地元の委員の方のご意見をお願いします。
中川委員。

中川農業委員 4 ページの下の写真です。写真の右側のこんもりとしたところが、須須岐川神社です。当該農地は、それにほぼ隣接をする三角形の非常に中途半端な農地です。昨年9月に農振除外済みと書いてありますが、もともと何でここが農振農用地だったのとも言えるようなところでございます。お祭りのときには、里山辺お船祭ですが、もう車が大混雑してしまい、道路にすら車が止まっていたりするようなところで、どこかに駐車場がないといけないなというのが、地元の共通した思いでありまして、ここに駐車場ができるということは、地域にとっていいことだと思っています。本件については問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 この写真見てもらえば分かると思いますが、右側に大きな神社の木があって、とても農用地として利用するには不便な場所だと思います。また、その場所が地域の皆さんの利用ということで役立つならば、地元委員のおっしゃるとおり、これは認可すべきだと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お願いいたします。
久保委員。

久保農業委員 実質的にお宮に寄附するという形ですか。

保科主事 所有権移転で、土地の代金を払って購入というような形になります。

久保農業委員 お宮が購入するということですか。

保科主事 そうです。

久保農業委員 参考にさせていただきます。

議長 本件につきまして何かありましたら、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第208号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙

手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第209号について、地元の委員の方のご意見を頂戴いたします。
久保委員。

久保農業委員 新たにこちらへ来て、就農していただくという話ですので、地元としてはウエルカムでありまして、ここに見えておりますのが古い家ですが、その下に県道が走っていきまして、高台になります。だから、田んぼでなくて畑ということになりますが、ご本人は果樹をしたいという意向だそうですが、ご存じのように、四賀地区は今、果樹をやっている家は、リンゴが二、三軒あるだけです。そういう点はしんどいかなとは思いますが、そういう意欲を持って、この周りの畑などにいろいろなものを作っていたらありがたいと思っておりますので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 今、この写真の下に住宅が写っているわけですが、この住宅も購入されて、それとこの今の白く囲った部分を転用して行うということのようです。それから、人口の少ないところに若い人が入るとことは、その地域の活性にもつながるので、ぜひ承認をいただきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件に対してご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第209号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第210号について、地元の委員の方のご意見をお願い

いたします。

齋藤委員。

齋藤農業委員 28日に現地確認してきました。場所は稲核の明ヶ平地籍です。11月の定例総会で〇〇〇〇-〇の農地転用可決されました隣接の土地であります。〇〇〇〇番。写真は5ページにあります。トンネル工事による影響で、やむなしと私は考えました。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 今、地元委員のおっしゃったとおりで、トンネル工事のための用地ということで、やむなしと思います。

議長 ありがとうございます。
本件につきまして質問、ご意見等ある方はお出しをお願いします。
河野委員。

河野農業委員 これ、トンネル工事のためのということですが、これは一時転用ではなくて、ここの共同企業体が賃借権を設定するということですが、大体何か月間の転用というような関係になるのか確認をお願いします。

議長 保科主事。

保科主事 河野委員のおっしゃるとおり、通常こういう工事ですと一時転用ということが多いのですが、理由は2つありまして、一時転用の期間は3年ありますが、この工事期間が令和7年までというようなことで、3年を優に越えるというところが1つと、ここの基準ですが、第2種農地になりますので、転用の基準が取れることから、今回は転用となっております。以上です。

議長 よろしいですか。

河野農業委員 はい、了解。

議長 ほかの委員の方でご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第210号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第211号について、地元の委員の方の意見を願います。
塩原至委員。

塩原（至）農業委員 先日現地確認に行きました。写真を見ていただきまして、この周り全部宅地であります。場所につきましては、波田のアクトホールから梓川に向かう途中で、150メートルぐらい行った場所の右側にあります。

この〇〇さんにつきましては、今住んでいる場所が、この写真の右上30メートルぐらいの場所に夫婦で住んでおりまして、お父さんたちが違う場所で住んでおりますが、いずれ今住んでいる場所にお父さんたちが戻ってくるということで、そうなるやっぱり狭くなりまして、一緒に子供たちと暮らすことがなかなか難しいということで、土地を探しておりました。そうすると、お父さんの土地がすぐ下にございまして、田んぼなんですけれども、耕作が家庭菜園ぐらいのものだったと思います。この場所しかないということで、親と一緒に分家を建てるとということで親が承認をいたしまして、これにつきましては、やむを得ないかなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 今、地元委員のおっしゃったとおりで、住宅地に全部接している中で、それからとても見た中では優良農地とは言い難い農地で、それが今度そこに住む方に新たに活用されるということになれば、承認すべきだと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第211号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第206号 農地法第5条の規定による許可申請の件、
1件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条、議事参与の規定により、河西委員には退室をお願いいたします。

(河西農業委員 退席)

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案第206号、お願いします。
寿北4丁目○○○番○、現況、台帳地目ともに田、外4筆、合計655.16平米を○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に転用する計画です。申請地は農振農用地ではありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障がなく、また一時転用であることから、許可相当と判断しました。
以上になります。

議長 それでは、現地を見ていただいた矢嶋委員。

矢嶋農業委員 架空地線の張り替えということで、一時転用で、また工事終了後現況復旧ということでありますので、問題ないというように考えます。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第206号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
退室している河西委員の入室を許可いたします。

(河西農業委員 入室)

議長 続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料7ページからご覧ください。
7ページです。非農地証明の交付状況の件、2件、8ページから11ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、32件、12ページ、農地の形状変更実施に伴う届出の件、1件、13ページから14ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、18件、15ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、16ページから18ページ、農地法第5条の規定による届出の件、20件。
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告について皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、これら報告事項については、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。
次に、協議事項に移ります。
農地法議案審議方法の変更についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。
川村補佐。

川村局長補佐 農業委員会事務局、川村です。私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。
お手元の資料19ページになります。
農地法の審議方法ですが、以前から説明等が長いというご指摘等ありまして、細かくご説明いただいていることを否定するわけではございませんが、去年の7月の定例総会におきましても、そういったご意見を頂いた中で、検討させていただいた結果、今回、審議方法の変更を提案させていただくものでございます。
まず、1番の他市の状況ということですが、ページを2枚おめくりいただいた右側、定例総会の審議方法で、他市の状況がどうなっているかということをご説明いたします。
長野市、塩尻市、安曇野市と、それぞれ3つの市のものをピックアップさせていただきましたが、3市とも、その他の上段に下線書きで記載してあ

るとおりです。

端的に申し上げますと、3市とも事前に松本市で言うブロック単位くらいの地区で協議を行い、安曇野市を例にとりますと、旧町村単位になりますが、ここで事前審議をして、それから本定例総会という形式です。松本市はそれを省いて、一挙に定例総会に諮っていることから、今まで細かく説明してきたというのが経緯でございます。

ページを戻っていただきまして、19ページの2番の審議の方法の案ですが、利用集積計画につきましては、議事参与の制限がございますので、今までと同じ方法で行きたいと思っています。

続きまして、(2)のところですが、いわゆる3条、4条、5条、納税猶予の関係ですが、今までは案件ごとに地元委員の方から、位置や周辺の状況などを詳細にご説明いただいておりますが、今回の変更案では、申請書に位置図というのが必ず添付されていますので、それを印刷して、資料として提示させていただきたいと思っております。

また、4条、5条は、本日もそうですけれども、写真を提示しておりますが、位置図を別々にしてしまうと、本会議資料と合わせて3つの資料を比べなければいけませんので、4条、5条につきましては、位置図と写真をセットの形でお示しできればと思っております。

ただし、エに記載してありますとおり、事務手続の関係で、現地確認の際に写真を撮影してくるわけですが、議案書を発送する日が同日なことから、写真と位置図をセットにした資料をその日のうちに送付することは難しいため、申し訳ございませんが、写真と位置図のセットの資料は当日配付という形となりますので、ご理解願います。

続きまして、(3)番から個別の案件についてご説明させていただきます。まず、農地法3条に関する議案です。

下線部の引いてあるところですが、審議方法は一括を基本といたします。ただし、委員に関する案件や、特殊な案件があった場合には別途審議いたします。特殊案件につきましては、事務局のほうで振り分けをさせていただきたいと思っております。

詳しくは四角で囲ってあるとおりです。まず、事務局からの一括説明ですが、内容は渡人と受人につきまして、渡人は高齢であるとか、受人はどのような人で何を作付するのか、また申請理由は何か、特記事項といたしまして、新規就農や別段農用地などを説明させていただきます。一律事項といたしましては、「以上何件につきましては、農地法3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます」という内容を付け加えさせていただきます。また、位置図は、先ほどご説明したとおり、別途の添付資料といたします。

次に、2番、地元委員のご説明ですが、議案順ごとに一括で説明していきたいと思っております。内容といたしましては、土地の状況説明、必要に応じて、何か伝えなければいけない特記事項、疑義がある場合はその旨となります。

一括説明につきましては、例えば新村が2件、和田が1件、神林が2件だった場合、新村の2件を最初ご説明いただき、引き続き和田、神林という

ように、一挙に説明をするという意味でございます。その後、最後に、全案件の質疑応答を受けて、一括集約となりますが、地元委員の説明の中で疑義がある案件があった場合は別途審議といたします。例えば、1件の疑義があった場合、疑義のない4件につきまして一括審議を行い、疑義があった案件について別途判断する方向で行きたいと思っております。

ページをおめくりいただいて、次が4条、5条です。

項目ごとというのは4条あるいは5条の意味です。4条と5条をそれぞれ一括審議して、3条と同様に、委員に関する案件や、営農型太陽光などの特殊案件につきましては、別途審議とすることといたします。

審議方法ですが、まず、事務局の一括説明において、農地の状況や、農地種別に加え、追認案件など、何か特別に伝えなければいけない特記事項があれば併せてご説明いたします。一律最後に「以上何件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断します」というように締めさせていただきます。位置図と写真は、別途資料といたします。

現地調査委員の説明につきましては、場所等の説明は要りませんので、可否について一括で説明していただき、必要に応じて特記事項、疑義がある場合はその旨を加えていただきます。なお、地元委員につきましても同様でございます。

質疑、応答後に集約となりますが、疑義がある場合は別途集約するという形になります。

続きまして、5番、納税猶予の関係です。

こちらも同様です。一括審議を基本に、委員に関する案件や特殊案件は別途協議をいたします。事務局による一括説明の中で、筆数、面積、特記事項、これは特定貸付け等が考えられます。位置は別添資料でご確認いただけます。地元委員の説明につきましても、議案番号順に一括で、土地の状況を説明していただきますが、作付け状況を主体にお願いできればと思います。必要に応じて特記事項、疑義がある場合はその旨を説明していただき、質疑、応答後に、一括集約という形となります。

1ページおめくりいただいた中で、イメージになります。

まず、申請者から申請書の提出があり、委員に関する案件があれば、別途集約になります。ない場合は、次の下に進んで、特殊案件として営農型太陽光などがあれば、別途集約にして、ない場合には下に進みます。事務局からの一括説明で議事が始まり、議事進行中に疑義があるか、委員さんから質問等を受ける中で、疑義があった場合は別途集約となりますが、なければ一括集約で終わらせるというような形となります。

参考までに、ページ1枚おめくりいただいて、24ページに松本市の農業委員会規則で、一括審議に関する資料を載せてありますので、ご参考としていただければと思います。

簡単ではございますが、私から以上でございます。

議 長

それでは、ただいまから質疑を行います。

委員の皆様からご意見、質問等ありましたら、お願いいたします。

齋藤委員。

齋藤農業委員 農業委員会事務局のやり方で結構だと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。
柳澤委員。

柳澤農業委員 ブロック単位で事前協議という案は、別に反対はしませんけれども、その分、ブロック別に会議が必要になりますが。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 事前協議を行わない方向で、現行どおり継続いたしますので、お願いいたします。

柳澤農業委員 ありがとうございます。

議 長 ほかの委員の方で質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。
中川委員。

中川農業委員 業務効率化のためということで、大賛成です。このようにやっていただいたら非常にいいと思います。

ただし、その向こう側にあることというのは、農業委員会のもう一つの業務として農地利用の最適化推進というのがありますので、業務効率化で時間が短縮になった分、この議事の2番目のほうですが、その他農業委員会業務に関する事項ということで、こちらのほうをぜひもっと充実していくような、そんな動きになっていくことを願っています。

以上です。

議 長 ご意見として賜っておきます。
ほかの委員の方で質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、本件についてご了承いただける皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。

次回の総会から施行いたしますが、本日ご案内のとおり、最適化推進委員の皆さん見えておりませんので、また4月の定例総会で、今日と同様の説明をする予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、別段農用地設定に係る審議方法の変更についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

川村補佐。

川村局長補佐

引き続き私のほうから説明させていただきます。

資料25ページになります。

別段農用地の審議の変更(案)ですが、別段農用地につきましては、ご承知のとおり、農地法3条の下限面積、基本50アール、地区によっては30アールまでという下限面積に捉われずに3条を申請することができる特別な農地の指定を松本市では行っているものです。

審議方法につきましては、受付は通年で行っておりますが、年度末に一括でご審議いただいていたところがございます。それを、各月の定例会で審議できるように変更したいというものです。

理由の1つといたしまして、(1)に記載しておりますが、昨年12月の松本市議会の定例会におきまして、吉村市議のほうから「農村部の空き家対策と移住促進」という内容のご質問がございまして、その中で、別段農用地に関わるものがございました。内容的には、空き家対策に対して、別段農用地をどのように考えているかというご質問でした。

対します市の回答といたしましては、「一層の農地の流動化と移住促進・人口の定住化に向けて、農地情報を加えた形での空き家バンクシステムとの連携や別段農用地制度のPRなど、市の責務として情報の提供や相談業務に取り組みます」と回答させていただいたところがございます。

効果につきましては、そもそもの目的が遊休荒廃地の解消や移住・定住者を含めた新規就農の参入、あるいは農地の流動化に向けて迅速化が図られることではありますが、目的達成に向けてスピーディーに諸問題への対応ができていくという形となります。

事務処理方法といたしましては、(3)番にあるとおりです。受付は従来どおり随時といたしまして、農地法3条と同様に、毎月15日締めとし、当月の定例会に諮ってまいります。

地元農業委員の皆様におかれましては、農地法3条と同様に、現地確認を行っていただきます。事前に資料を送付させていただきますので、現地確認後に、指定の様式に、ご意見を頂きたいと思ひます。定例会におきましては、告示処理のため協議事項として諮りますので、ご審議いただくという形となります。

続きまして、(4)番、空き家バンクシステムとの連携ですが、本市でも空き家バンクシステムがございまして、各物件に対して、最大で20枚の写真が添付可能なシステムとなっております。農地の写真を掲載することにより、該当の空き家に付随する農地の状況を確認することが可能となりま

す。

また、物件のトップ画面に備考欄というのがございまして、そこにメモが書き込めますので、例えば空き家の真裏にあるとか、空き家から何百メートルくらい離れたところに幾つあるとか、面積とか、そういった農地情報の添付も可能です。農地の形状、かんがい状況、いわゆる水路やスプリンクラー等々を記載すれすることにより、相手方により密な情報を提供することが可能となります。空き家バンクとの連携を図ることによって、特に定住者、あるいは新規就農者の開拓に寄与できればというように考えている次第でございます。

1の審議方法につきましては以上です。

続きまして、2の中部縦貫道、通称松波田道路における残地の取扱いについてです。

残地となった農地について、別段農用地の指定を可能としたいというご提案をさせていただきたいと思っております。

これにつきましてはブロック会議でも話題になっていたところもございしますが、理由のところにも記載してありますが、国交省の用地取得が進みまして、既に残地が発生しているのが現状でございます。遊休荒廃地になるのではないかと前々から農業委員会でも危惧しているところですので、別段農用地という手法も取り入れることによって、迅速な農地の流動化、あるいは荒廃地防止に繋がると考えまして、ご提案させていただくところでございます。

(2)に定義がございしますが、整形、不整形、面積などの要件は設けないという形としたいと思っております。例えば300平米までなら可能だが、400平米は不可とか、三角形は可能だけれども、台形は不可だとか、そういった定義を設けますと、公平感が保てないことに加え、やはり1筆でも遊休荒廃地が出ないように、目的に即した中で、定義等は特に設けないという形をご提案させていただきたいと思っております。

私のほうからのご説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

別段の関係で、今、事務局のほうから説明がありました。

1と2と分けて質疑をして、一括集約したいと思っております。

まず、一般的な別段面積の審議を随時定例総会で行うということに対しまして、皆様のほうからご質問、意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

久保委員。

久保農業委員

毎月随時というのは、スピーディーに事を進める上では賛成ですけれど、4番で空き家バンクシステムとの連携というのがございまして、まだ松本市と合併する前に、四賀村で、要するに人をそこへ呼び寄せるために、空き家と農地を一体化して、人の移動を図るというようなことをやっていたような気がしますが、ただ、その当時、私はこちらににいなかったもので、

よく分からないのですが、やはり効果が、つまり人を呼び寄せるとか、空いている農地を活性化していくという意味では効果があったのでしょうか。最近あんまりそういうこと聞かないものですから、もし何か情報がありましたら。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 四賀村の状況がどうだったかは分からないのですが、空き家バンクシステムは、令和3年度の途中までは、実は松本市で数件くらいしか登録がされていませんでした。それでは移住促進にはならないということで、昨年夏頃に、不動産の協会とタイアップして、空き家バンクシステムの充実を図ってきたところでございます。

そうしたところ、協会のほうかからも、農地つきを希望するお客様が多くいるとお聞きしております。

また、別段農用地の活用も鈍化していたというところもございまして、今後こういうシステムとの連携を図りまして、一層の効果を上げていきたいと考えているところです。

議 長 一般的な空き家に、農地がついて、所有権まで移転できるというカテゴリもあるから、ぜひことらへ来てくださいというアピールになるということだと思います。

ほかの皆さんで、ご質問、意見等ありましたら、お願いしたいと思います。
河野委員。

河野農業委員 確認ですけれども、3条の申請の前提として、別段の審議をすると。協議事項としてやるということは、同時に3条ということではないと理解をしていますが、そういうことでいいでしょうか。

また、空き家と農地ということがセットという意味合になるのか、農地は要らないよという人は、空き家だけということも当然あるわけですが、それはくっつけたり、切り離したりすることは可能な状態でしょうか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 告示行為ですので、3条を同月に諮ることは難しいと思います。

後段ご質問につきましては、別々での売買といたしますか、所有権移転も可能ですが、所有者の方からすると、ほとんどが一遍に処分したいというお話が多いですので、所有者の方との交渉になるかと思っております。

議 長 河野委員、よろしいですか。

河野農業委員 はい、了解しました。個々により、所有者のほう農地も一緒に購入してくれなくては困ると言われれば、そうせざるを得ないという。ここの空き

家がいいが、農地はありますか。2畝ばかりやりたいんだがという方がいれば、そういう対応もできると。個々によって違うと、そういう理解でよろしいですか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 まさにおっしゃるとおりでして、完全に個別案件ですので、ケース・バイ・ケースに該当していくかと思います。

河野農業委員 はい、了解しました。

議 長 それでは、1番の質疑続けます。
河西委員。

河西農業委員 隣の隣市の状況なんかも知りたいんですけども、塩尻市や安曇野市については、別段農用地とかの制度を整えるみたいな話というのはご存じでしょうか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 安曇野市は、たしか一、二年ほど前に検討に入ったということをお聞きしております。塩尻市につきましては、空き家に特化した制度を設けています。松本市については、空き家に特化しなくても、例えば東京の人が相続したが、こちらで管理できない理由から、そういった農地も指定しています。このような要件設定は、多分長野県では松本市だけでして、ほかの市町村は、空き家とセットに特化した要件を設けているところが多いと聞いております。

河西農業委員 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 それでは2番の関係の中部縦貫道絡みの別段面積の設定について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、集約いたします。
この別段農用地地設定に関する関係で、承認される方、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定いたしました。
それでは、休憩に入ります。あの時計で3時10分から再開いたしますので、お願いいたします。

(休憩)

議長 議事を再開いたします。
休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。
初めに、令和3年農地賃貸借料に関する情報提供について、議案第212号を議題とさせていただきます。
事務局から説明をお願いします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案26ページをご覧ください。
令和3年農地賃貸借料に関する情報提供について説明させていただきます。
農業委員会では毎年、年間の賃貸借料情報を公開しています。令和3年の賃貸借料の平均額、最高額、最低額が27ページにごございます。この表をホームページと窓口で公開したいと考えております。
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。
これに対しまして委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お願いします。
倉科委員。

倉科農業委員 農業委員会のほうで毎年出されている賃借料情報につきましては、非常に参考になりますので、いつも拝見させていただいています。個別の案件で申し訳ないと思いますが、梓川地区の水田の場合、最高額3万8,000円ということになっておりまして、以前は4万円ぐらいの金額が掲載されているときもあったかと思いますが。平均額は1万1,000円ということを出ておりまして、例年農地の賃借料につきましては下がってきている傾向にありますけれども、この最高額が大きいことによって、平均額がそれに引っ張られちゃっている状況があるのかないのか、その辺、異常値としてはねて、平均の金額を出されていけばいいかと思いますが。借り手側としては1反歩3万8,000円で借りるのは難しいです。
それ以外のところを見ましても、旧松本市も3万円というところで、平均額の3倍近い金額が提示されているところもありますし、畑や樹園地につ

きまして、それぞれそういう特殊な事例で借りている金額があるのかなというように思いますので、金額が高い部分につきましては、果たして農業利用として農地を借りている部分なのか、そのあたり教えていただければと思います。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 今のご質問に対してですが、まず委員さんおっしゃるとおり、あまりにも高い、4万円、5万円くらいだったと思いますが、それを超えるものについては、平均値の算出からは除外しております。

高額な理由といたしましては、貸し借りですんで、諸事情はあると思われませんが、やはり貸してほしいというものと、借りてほしいというものでは、金額も当然前後します。

また、圃場の形状、例えば3反歩の真四角の農地と、5畝くらいしかない農地を比較した場合、10アールあたりもやはり変わってくると思われま

す。
あるいは、リンゴとかブドウ、梨等の果樹園で、これにトレリスなどの施設が付帯している場合や、あるいは収穫できる樹まで付帯している場合は、高額になる可能性はございます。

倉科農業委員 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

倉科農業委員 例えば、田んぼで梓川地区、3万8,000円というのがありますが、これは普通に農地として農業用利用のために借りている金額ということで、よく砂利を取ったりするような一時転用とかでやることあるんですけども、そういったときの賃借料が物すごく高いこともあるのかもしれないんですけども、そういったものは入ってなくて、純粹に農業利用としての農地の賃借料ということでいいということですか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 本日も最初にご審議いただきましたが、利用権の関係をベースに、去年の1月から12月までにおける、集積計画の数値を用いて出したものですので、一時転用等に供するものは入ってございません。

議 長 よろしいですか。

倉科農業委員 ありがとうございます。

議 長 その他にございますか。

上條委員。

上條農業委員

土地改良区の関係ですが、せんだって中信平で今後どのように農業施設に対して賦課がかかっているかということで話があり、年率4%の工事費等々全部かかってくるの事でした。一方で米価が下がるって言いますが、こうなると、貸手側が慈善事業になっていってしまう可能性があります。

それで、下げるにも限度があるということでして、水が来るためにそういう賦課金については、当たり前のもので大規模農家も払ってもらわなければいけない。それでないと、自分の経営は破綻してしまう。水路の維持ができない。そのことだけは、こういうところで、やはり農業委員会が率先して大規模農家を指導してもらわなきゃいけないと思います。

低めに見積もっても、4%で計算してあります。4%で計算していくと、今の賦課金がどうなるかということは事前に分かるため、誰でも分かると思います。ですから、下げていって、並んでしまったらどうなるかということ想定した上で、ここで下げ止まりをしなきゃいけないという自覚が必要だと思います。

議 長

塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員

上條委員の全く逆の意見ですが、先ほど言われたように、米価は下がってくる。それから、極端に農家の息子でも農地は要らないなど、かえって将来負担になるという中で、荒廃地を出さないようにやっていかなければならないとした場合、どうしてもこの賃借料というのは少なくしていけないと、受手のほうもなくなっていくのではないか。特に、お米を中心の大型農家の方は経営が難しくなってしまうのではないかということを懸念しています。

それと、この賃借料、この中に入っていないのですが、今現在、先ほど言った、極端に言うと、固定資産税とか水利権を地主の方が持って耕作してください。要するに荒れないようにやってくださいということで、使用貸借という形で契約されている方が大分いると思います。ここに賃借料しか載っていませんが、何%くらい使用貸借にいるか、今の逆の意見ですね。要するに、荒らすとほかの人に迷惑かけてしまうので、地主が固定資産税とか水利権のお金を払ってまで作ってもらっているという方がどれくらいいるのかということも、もしできれば表示の中に入れてほしいということです。

議 長

上條委員。

上條農業委員

いわゆる改良区の賦課金ですが、地主の負担になっているということは、今、議論の対象になっています。今後は利用者負担にしないと、いわゆる水を管理していく土地改良区が崩壊してしまう。今、塩原委員さんの言われることも分からないわけではないですけども、水が来なくなるかもし

れません。

今、政府も含めて、利用者負担という枠、そういう考え方で出してもらわなければいけないというのは一方で議論されています。

議長 塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 今回の水利を維持していくというのは大切な仕事になると思うので、その負担の仕方を、現在は地権者の方という考え方が多いですけども、今おっしゃったように、利用者負担という考え方に変わっていかなければ、多分今の水利のお金は徴収できなくなってくるのではないかなと考えています。
以上です。

議長 三村委員。

三村農業委員 基本的には双方の意見は重々分かるが、私、農協の立場でも中へ入っている中で、今ありましたように、貸借で借りている方が面倒を見るということもございしますが、ほとんどが地主払いで契約されていると思います。

そういう中で、よく言われるのが、誰も作ってくれなければ、ただでもいいとは言うけれども、それは1つの言葉のあやであって、借手は安いにこしたことないと思います。

それで、今、改良区から意見が出たように、水利費なり、土地改良区費、しまいには固定資産も払っていくため、最低限は払ってあげないと、それは無理じゃないのというのが基本的なスタンスかなと思います。

作り手は、それは経費になるかもしれませんが、今のシステムの中で、土地持っていれば、お金がかかる。その金をどうするかという部分は、やはり今、改良区で言われたように、制度的にその辺をどういうように統一されるのかという部分で、これから先かと思いますが、今現在、農協の立場では、あまり下げるなどいいますか、ただでもよいという話はするなという考えです。

そんなに耕作してない農家の皆さんとか、土地持ちの方にも、そんなに負担を背負わせるということについては疑問があるということは、やはりしっかり理解していただき。双方の中でしていただきたいと思います。

議長 川村補佐。

川村局長補佐 ありがとうございます。

今、幾つかご意見頂戴いたしましたので、利用権設定の窓口になっている農政課とも情報共有して、農業委員会事務局も、売りたい貸したい情報で窓口も設けていますので、今の考え方を念頭に、農業者の方に接していきたいと思います。

以上でございます。

議 長 三村委員。

三村農業委員 この金額ですが、最高額となっている数字は、1件2件あるかもしれないけれども、農協の中で動いている数字を見ると現実の数字ではないと思いますが。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 委員さんのおっしゃるとおりでございます。
特化したものと思われま。

議 長 上條委員。

上條農業委員 補足しておきますけれども、多分立派なハウスがあり、もう後継者がいないといった場合に、松本ハイランドで1つの指針を出しています。改定してないから、こう数字が出てくると思いますが、昔、その施設を借りる人に対して、農地の貸借料の3倍を払うという仕組みがありました。新村の事業所にあると思いますが、ガラス温室が多数空いたときに、底地である農地と一緒に借りなければいけないので、そのときに、私がお世話したときには、1反歩10万円でした。ですから、3万3,000円が農地代で、残りが施設代というような決め方をして施設を借りてもらったという経過があり、今それがどのように変化しているかは分かりませんが、その状態を変更をしないで借りている人たちがいるということで、これはやはりほかの人たちが作っているのではなくて、どうしてもそういう高度な施設を借りたいという場合、生じてくることで、同じものとして並べて、現実ではあるけれども、話す話ではないというように思います。結構あります。

議 長 小林委員。

小林農業委員 私は旧市ですが、皆さんの主張と違って、ここにありますが、1反歩100円ですよ。データ数が1,600あるから、特化されたとしても、この金額というのはいつ決めて、それがずっと何十年となく、行われているということだと思います。

実は、市街地で私が相談受けたのは、5反歩くらい貸しており、1反歩1万円とか、そんな単位で貸していると言いますが、実質は、さっき言われたような固定資産税が40万円、50万円年間に来るということです。

それで代が替わって、おじいちゃんかその前の方が貸しているので、早い話が、どうにも手つかんという、そういうこともあったりして、相談を受けたことがございます。

高いことは大いに結構で議論等もして、こういう安いというのも、やっぱり俎上にのせていただかないと、ある程度、平均は9,600円ですか、つまり100倍というか、そのぐらい違いがあるということですよ、1

00円の方から見れば。それで、固定資産税を払わなきゃいけない。何と理不尽なことかということも確実にあります。

それが市街地なんか入っていれば、もう歴然の金額がこんなに違ってしまいうので、その辺を進めるときには、大いに数字を出すことも結構だと思いますが、多分、100円というのは、戦後間もないのか、あるいは20年代か30年代かもしれないし、もっと以前ということはずないと思いますが、その辺はある程度掘っていただいて、もう少し今の令和に即した金額で、こういう場合に、高い人はそれなり、安い人もそれなりということを考えていただくのも、この委員会のある程度の提示の案件じゃないかなとは思っています。大いに参考にするとということで考えていただきたいと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

個々の数字はそれぞれ、先ほどお話のとおり、出てきた数字を割ってこの数字になって、上下は外したというか、勘案してやったのがこの数字だということで、目安ということですが、先ほどそれぞれおっしゃったとおり、水利なり4%という話もありますので、それぞれかかるものはかかるんだということを行いながら、この情報提供をするとともに、その中についても、その4%云々の数字が出てきたら、ある程度我々も把握しておいたほうが良いと思えます。

上條農業委員

4%でやっていかないと、もう成り立たないということで、いろいろなことを調べて、4%という数字が出てきたわけであり、今年ガソリンが30%上がりましたと言っても、皆さん受け入れるわけですが、農業資材が上がります。何でも上がります。みんな上がっているわけで、そのことを忘れないでもらいたいということです。

それで、工事費から何からみんなそういうものが高騰していて、もう倍にもなっているものがいっぱいある状況で、直接水利費というものは、今まで農家が負担しているわけだから、そこをあんまり攻め過ぎると、改良区は破綻してしまう。改良区が破綻というのは、大規模農家に水を安定供給することがもうできなくなる。そういうことになるということです。

議長

それでは、立ち位置は別として、また別の機会にまたお願いします。

上條農業委員

分かりました。

議長

この経過については、いろいろ皆さんからお出しいただきましたけれども、この数字で、先ほど特記事項の中で、これが全部メジャーじゃなく、いろいろありますから、それぞれ窓口に来たときには、それなりの説明しながら、この数字を提示していくということでご理解をお願いしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおりということで、いろいろ附帯事項と
いますか。説明しながら、この数字をもって当てていくということでお
願いしたいと思います。

次に、協議事項に移ります。

令和3年度利用意向調査結果に基づく対応についてを議題といたします。

上原主査。

上原主査

令和3年度利用意向調査に基づく対応についてということで、私から説明
させていただきます。

着座にて失礼します。

要旨ですが、本年度実施した農地法第30条第1項の規定に基づく利用状
況調査実施後、再生可能な荒廃農地（A分類）、今年度から新基準として、
1号遊休農地、緑区分及び黄色区分が設けられましたが、新基準が示され
る前に本市において利用状況調査を実施していたため、今年度まではA分
類とします。及び2号遊休農地の耕作者等に実施した同法第32条第1項
に基づく利用意向調査の結果について報告し、今後の対応について協議す
るものです。

経過として、今年度は農業委員の改選があったため、利用状況調査を例年
より早く実施する必要があったので、利用状況調査は市内21地区におい
て6月から7月に実施していただきました。その結果を踏まえて、利用意
向調査を実施し、今年度から回答期限を1か月とするよう通達があったた
め、11月18日に発送、回答期限を12月17日としました。そうはい
っても、回答が遅れる方がいるわけですが、今回お示しする集計値は1月
17日現在のものになります。

利用意向調査の結果については、記載のとおりです。調査対象471件、
702筆、50.9ヘクタールに対して、1月17日現在の回答状況は2
81件、411筆、29.4ヘクタール、筆数で見た回答率は58.5%
となっております。

詳細については、30ページにある集計表のとおりですので、ご覧くださ
い。

回答率が約60%であるため、40%の方は未回答ということになるわけ
ですが、昨年度までは利用意向調査の対象は新規対象者のみであったため、
そのままずっと流されるといけないので、調査書を再発送したり、状況に
応じて委員の皆様にご戸別訪問をお願いしていたわけですが、今年度から調
査対象が新規、継続関係なく全ての農地が対象となりました。未回答の方
が来年度利用状況調査時に遊休化が解消されていけば何も問題ありません
し、仮に遊休化が継続していても、再度利用意向調査書が発出されるため、
今年度はあえて再発送等の措置を講じることはありませんでした。

農地法に基づく今後の対応ですが、農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった148筆については、農地法第35条第1項に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知します。

自ら所有権の移転または賃借権の設定を行う旨の意思表示があった37筆については、今年8月頃に農地台帳等により権利の設定または移転の状況を確認します。

自ら耕作する旨の意思表示があった100筆については、今年7月から8月に実施する令和4年度利用状況調査の際に現地確認を行います。

また、農業上の利用を行う意思がないとき、また利用意向調査を行った日から起算して6か月を経過した日において意思の表明がないときは、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告します。

ただし、米印にあるように、自ら権利設定移転、自ら管理、耕作を表明し、その日から起算して6か月を経過しても、表明した意向どおりに農地が利用されていないときは、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告するわけですが、勧告の対象となるのは、機構の借受け基準、面積が1,000平米以上であるとか、用水路がなかったり、あたり機能していないものは駄目だとか、農機具が通行できる進入路が確保されていないものは駄目だとかいった、そういった基準があるんですけども、その基準に適合する農地が前提となるので、過去のいきさつからすると、恐らく全ての農地において勧告の対象にはならないと思われま

次に、遊休農地解消に向けた取組ということで、農地法第34条により、農業委員会は利用意向調査の結果、表明された所有者等の利用の意向や地域の営農計画を勘案しつつ、必要なあっせん、その他農地の利用関係の調整を行うこととされています。

まず、調査結果に係る情報提供ということで、令和3年度利用意向調査回答状況一覧表について、別冊資料のとおりとなります。今後、現場での活用をお願いしたいと思いますが、個人情報漏えいの観点から、取扱いには十分ご注意ください。

現場活動の例として、29ページにあるア、イのとおりです。このような取組の推進により、人と農地のマッチングに努めていただき、別冊資料の中に比較的良好な農地には丸をしてございますが、そのような農地を主体として、少しでも遊休農地の解消が図れるよう、委員の皆様においては、可能な範囲でご尽力いただければと思います。

最後に、活用できる補助事業の一例として、松本市遊休荒廃農地対策事業を31ページに、遊休農地解消緊急対策事業を32ページに記載しましたので、それぞれまたご覧ください。

私からは以上でございます。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま、質疑に入ります。

委員の皆さん、それぞれご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ないようでありますので、本件についてご承知いただく皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
委員の皆様は、本調査結果に基づき、担い手への利用調整や遊休農地の解消に努めていただきたいと思います。
次、報告事項に移ります。
主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、33ページになりますが、資料をご覧いただきたいと思います。
まず、主要会務報告でございます。
12月27日開催の12月総会以降の内容でございます。
ご覧のとおり、新型コロナウイルスの感染再拡大という中で、様々な行事が中止になったり、延期になったりということでございます。
1月20日予定しておりました、こちら、農業振興委員会の中で予定しておりましたけれども、松本市農業士会との懇談会、こちらにつきましては、延期という中で、収まってきて、3月ぐらいに開催できたらいいねというような話をしておりますが、ちょっと状況がまだ分かりません。
また、本日予定しておりました委員研修会につきましては、延期ということで、この間役員会を開催した折に、4月の総会の際にその時間を設けて、研修会、農政課の担当者を招きながら、研修会をできればいいねというような話をしております。今のところ4月総会への延期を見込んでおります。ご承知おきください。
続きまして、34ページでございます。
当面の予定でございますが、2月17日、松塩筑安曇農業委員会協議会、こちらの農業活性化推進研修会でございますが、こちら中止が決定しております。波田地区の1団体、それから山辺地区の1団体、表彰ということで決定したわけでございますが、この席で表彰を行うことができません。また、役員会のほうで協議しながら進めてまいりますが、こちらにつきましても、4月の総会で関係団体の方に来ていただいて、農業委員会の中で表彰ができるような形を今考えております。
それから、2月21日の農地転用現地調査、次回は細江委員と塩原委員の順番になりますので、事務局とまた調整していただければと思います。
2月24日の松本市有害鳥獣対策協議会総会ですが、その後、書面決議の

連絡が入りましたので、こちら、両委員長関係しておりますが、書面決議ということをお願いいたします。

2月28日が総会になりますが、ご注意いただきたいのは、2月の総会は議会等ございまして、議員協議会室、ここの会場使えないということになりまして、こちら、松南地区公民館ですね。なんなんひろばにあるところの建物の3階に大きな会議室ありますが、こちらになりますので、会場についてはご注意いただきたいと思っております。

あと、両専門委員会を総会と併せて予定しておりますので、またご案内しますが、よろしくをお願いいたします。

当面の予定は以上でございます。

議長 ありがとうございます。
これより質疑を行います。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきください。
以上で報告事項は終了しました。
続きまして、その他に入ります。
最初に、松本農業農村支援センターから情報提供であります。戸谷補佐欠席のため、事務局からお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 本日机の上にお配りしました松本農業農村支援センターの資料をご覧ください。

1ページ目は、こちら気象表ということで、ご覧ください。

そして、2ページ目でございますが、「未来の水田農業のために」と、それから「需要のある品目への転換を検討してください」ということで、これは長野県農業再生協議会が作成しましたリーフレットでございます。先ほど話にも出ましたとおり、人口減少、米消費減少、コロナ禍ということで、米余り、米価が下落しているということで、このようなリーフレットが出たものと承知しております。

それから、3ページから6ページまででございます。

スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業についてということで、ご案内になります。国の補助制度によりまして、低コストでスマート農業機械を導入できるというような内容になっております。どうしても導入コストが高いという中で、このような支援措置が講じられたものと理解しております。

5ページが一括発注タイプ、6ページが共同利用タイプというようなことで、農業者が組織する団体等が1者で5台以上を一括発注するような場合

に支援が受けられるということで、スマート農業機器ですね。自走式の草刈り機であったり、ドローンであったり、補助対象機械が下のほうにありますけれども、こんなような事業が国のほうで講じられているということでございます。

それで、興味のある方は、松本農業農村支援センターのほうに直接お問い合わせくださいということで言づかっておりますので、興味のある方は、またご確認いただければと思います。

その2次分の要望調査を今やっているということで、書類の提出期限が2月18日だそうですので、具体的にスマート農業機器を導入したいというような事業者がおられましたら、ぜひご相談をいただければと思います。

あと、最後のところは、千葉県でまた鳥インフルエンザが出た14例目ということの周知ということでございます。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

じゃ、続きまして事務局から連絡事項をお願いします。

板花局長補佐

ご案内を2点、3点ほどお願いします。

本日机の上にお配りしました農業者年金の普及推進用のチラシとか、それからタオルですね。封筒の中にパンフレット3部、それから1枚物のリーフレットが2部、それからタオルが2本、基本的にはそのぐらい入っていたかと思います。

謝らなければいけないのは、本来はもっと早くに配付すべきでありました。農業者年金の推進の協議は10月の総会でさせていただいています。こんな時期になって申し訳なく思いますが、農業会議から届いたのが昨年暮れのことです。この総会で配ろうと思っていたんですが、推進委員さん参加できなくなってしまったということで、取りあえず農業者委員さんの分を机の上に配付させていただきました。

推進委員さんの分につきましては、同様のものを用意してありまして、それは近日中に事務局から各推進委員さんのほうに発送をいたします。その旨推進委員さんのほうにお伝えいただければと思いますけれども、趣旨としましては、2月の来月の総会で、10月にお渡しした加入推進名簿に基づいて加入推進を進めていただいているかと思いますが、大変遅い時期で恐縮ではございますが、加入推進に活用していただきたいというのが趣旨です。

それから、農業者年金制度が3点変わって、改正されているということでございます。そのリーフレットのところにも書いてありますけれども、この1月から、若い農業者が加入しやすいように、保険料が引き下げられたということでございまして、35歳未満で要件を満たす方は、今、最低月額1万円から加入できるようになったと。これまでは2万円が最低額だったんですが、今は月額1万円から加入できるように制度改正がされたということでございます。

また、農業者年金の加入可能年齢が65歳に引き上げられると。高齢でもいつまでも元気で働ける方が多くなっているという中で、60までしか掛けられなかったものが、一定要件を満たせば65まで掛けられるようになるという、この5月からそのように改正されるというようなことをご案内しております。

いずれにしましても、年金制度が若干改正されているというようなこともあって、改めてパンフレット、リーフレットをお配りしたところでございます。

続きまして、事後報告になりますが、農業委員会の慶弔規程に基づく弔慰見舞金の積立てということで、1月の報酬から1人1,000円を差引かせていただきましたので、ご了承ください。

あと、信州大学が実施するアンケートが入っていたかと思いますが、返信用封筒も入っていたかと思いますが、ご協力をいただければというご案内でございます。

最後、いつものお願いですけれども、本日の会議内容につきましては、地区に戻りまして、推進委員さんと情報共有していただきたいと思っております。本来ですと、推進委員さんに来ていただくはずだったんですが、なかなかそういうわけにもいなくて、ただ、会議の内容については情報共有していただければと思っております。

農地法原本申請書類については、机の上にそのまま置いてお帰りください。

あと、駐車券の処理等もございますので、お申出ください。

事務局からのご案内は以上でございます。

議 長

その他全体を通じて委員の皆様から何かありましたら、お願いしたいと思います。

倉科委員。

倉科農業委員

貴重な時間頂戴して申し訳ありませんが、それぞれの席のほうに「日本一のリンゴを作ろう」というリーフレットをお配りさせていただきました。中を見ていただきますと、A4のリーフレット作成についてということでペーパーが1枚入っております。

梓川地域で、JAのあづみ農協の梓川支所中心になりまして、梓川の果樹協議会というものがもともとあったんですけれども、こちらのほうで新たに新規就農支援里親の会という会を立ち上げまして、里親の取組を進めていきたいということで、そういったご案内をさせていただきたいということでお配りしたものです。

里親制度自体は、皆さんご承知かもしれませんが、もう国のほうでは平成15年ぐらいからずっと続けて、長野県でも取り組んできているもので、後ればせながらということはあるんですけれども、やはり果樹地帯でありますので、そういった果樹の栽培技術をしっかり学んでいただいて、後継者になっていただく方たちを育てたいという目的がございます。

それぞれの地域でも取り組んでいるところがもちろんあるかと思っております

で、また参考にしていただいたり、あるいは梓川でリンゴをやりたいというような希望の方が新規就農の方でいらっしゃいましたら、ぜひご紹介いただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で何か全体を通して発言がありましたら、この機会にお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

ご苦労さまでした。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

田 中 悦 郎

議事録署名人 1 2 番

塩 原 秀 俊

議事録署名人 1 4 番

細 江 弘 光